

会議等で外国へ出張するときの旅費支給に関する内規

(支給対象)

第1条 本学会を代表して、本学会の運営上必要な外国において開催される会議へ出席する者に対し旅費(運賃、宿泊費、旅行雑費)を支給する。但し、原則として学術集会に付随してその期間内に行な

われる会議は除く。

2 前項の学術集会に付随して行なわれる会議であっても、その学術集会の期間外に開催される会議については宿泊費、旅行雑費を支給するものとする。

(支給人数)

第2条 支給できる人数は、原則として1会議1名とし、2名を限度とする。

(申請)

第3条 外国出張旅費の支給を受けようとする者は、別紙の外国出張旅費支給申請書に会議の目的・内容、日程等を記して、理事長に申請するものとする。

2 旅行計画の作成においては、最も経済的な旅行日程を考慮するものとする。

(支給の決定)

第4条 支給の決定は、理事会の承認を必要とする。但し、遡及して支給することができるものとする。

(報告)

第5条 支給を受けた者は、帰国後遅滞なく出張報告書を提出するものとする。

(支給額)

第6条 運賃、宿泊費、旅行雑費は、下記表のとおりとする。

運賃 1. エコノミークラスとする。但し、特別割引等出来るだけ廉価のものを利用するものとする。

2. 航空賃を証する書類(領収書等)の金額による。

3. 勤務地から出発する空港までの国内交通費を含む。

宿泊料 別表のとおりとする

旅行雑費 別表のとおりとする

(旅費の調整)

第7条 理事長は、旅行の性質、出張先の国の実情または予算の都合等特別の事由がある場合は、この内規に定める旅費を増減額することが出来るものとする。

第8条 この内規は、国家公務員等の旅費支給規程(以下「国規程」という。)を準用しており、この内規に定めるものの他は国規程に準ずるものとする。

以上

(単位: 円)

(別表)

区分	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
旅行雑費(1日につき)	7,200	6,200	5,000	4,500
宿泊料(1夜につき)	22,500	18,800	15,100	13,500

(別表の地域)

指定都市、甲地方、乙地方、丙地方は以下のとおりとする。

< 指定都市 >

シンガポール、ロス・アンジェルス、ニューヨーク、サン・フランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブ・ダビ、ジェッダ、クウェイト、リアド及びアビジャン

< 甲地方 >

北米地域、欧州地域、中近東地域のうち、指定都市の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギスタン、グルジア、クロアチア、スロヴァキア、スロヴェニア、タジキスタン、チェッコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、モルドヴィア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域

[北米地域] 北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島嶼(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。)

[欧州地域] ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスタン、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ及びロシアを含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、大ブリテン、マルタ及びサイプラス並びにそれらの周辺の島嶼(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)

[中近東地域] アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェイト、ジョルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島嶼

< 乙地方 > 指定都市、甲地方、丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)

< 丙地方 > アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、アフリカ地域、南極地域のうち指定都市の地域以外の地域で、インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。)、インドネシア、大韓民国、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島嶼を除いた地域

[アジア地域] 本邦を除く、アジア大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスタン、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ、ロシア及び上述の中近東地域に定める地域を除く。)、インドネシア、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島嶼

[中南米地域] メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島嶼

[アフリカ地域] アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセイシェル諸島並びにそれらの周辺の島嶼(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。)

[南極地域] 南極大陸及び周辺の島嶼